

# インターネット上の人権侵害に関連する法令一覧

インターネット上での侮辱的な書き込みや誹謗中傷、プライバシーの侵害などが社会問題化しています。こうした人権侵害を防止・抑止するため、以下のような様々な法令による取組が進められています。

## 刑法（個人の名誉や尊厳を守るための法律）

面会要求等罪(刑法 182 条)	16 歳未満の者に対し、わいせつ又は性交等の目的で、面会を要求したり、性的な画像(自撮りを含む)を送るよう要求したりする行為。 1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
名誉毀損罪(刑法 230 条)	人の社会的評価を下げるような事実を公然と摘示する行為。 3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
侮辱罪(刑法 231 条) ※2022 年の改正で厳罰化	事実を摘示せずに、公然と人を侮辱する行為。 1 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金

## 民法（金銭的な賠償を求める際の根拠となる法律）

不法行為(民法 709 条)	名誉毀損や侮辱、プライバシー侵害などにより他人の権利や法律上保護される利益を侵害した場合、損害賠償を求められる可能性があります。
----------------	--

## 特別法（特定の分野における人権侵害に対処するための法律）

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 (通称:情報流通プラットフォーム対処法)	令和6年5月に改正・改称された旧プロバイダ責任制限法です。権利侵害情報の削除や発信者情報の開示請求手続きを定めています。一定規模以上のプラットフォーム事業者(特定情報流通プラットフォーム提供者)に対し、削除申出への対応の迅速化や透明性確保などの措置を義務付けています。
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (通称:児童買春・児童ポルノ禁止法)	児童買春や児童ポルノの製造・提供・所持等を禁止し、被害児童を保護します。 ・所持・保管:3 年以下の拘禁刑又は 300 万円以下の罰金 ・提供・製造など:5 年以下の拘禁刑又は 500 万円以下の罰金
私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 (通称:リベンジポルノ防止法)	元交際相手などから私的な性的画像を本人の同意なく公開(リベンジポルノ)する行為などを処罰します。 ・提供等:3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (通称:出会い系サイト規制法)	出会い系サイト事業者が、利用者が 18 歳未満でないことの確認や、児童を誘引する行為の監視などを義務付けています。
性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律 (通称:性的姿態撮影等処罰法)	同意なく人の性的な姿態を撮影する「性的姿態等撮影罪」(撮影罪)や、その画像を他人に提供する「性的影像記録提供等罪」(提供罪)などを処罰します。 ・撮影罪:3 年以下の拘禁刑又は 300 万円以下の罰金 ・提供罪:5 年以下の拘禁刑若しくは 500 万円以下の罰金
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (通称:青少年インターネット環境整備法)	青少年がインターネット上の有害情報に触れる機会を減らすため、保護者によるフィルタリング利用の促進や、携帯電話事業者等の取り組みを定めています。
滋賀県青少年の健全な育成に関する条例	青少年の健全な育成を阻害する行為を規制しています。青少年に対し、みだらな性交やわいせつな行為、児童ポルノ等の提供を要求する行為などを禁止しています。 ・違反した場合:30 万円以下の罰金